(1) 内容の(1)のアの(ｱ)及び(ｲ)は第１学年，(1)のアの(ｳ)及び(ｴ)は第２学年，(1)のアの(ｵ)及び(ｶ)は第３学年で取り扱うものとし，(1)のイは全ての学年で取り扱うものとする。内容の(2)は第１学年，(3)は第２学年，(4)は第３学年で取り扱うものとする。

(2) 内容の(1)のアについては，健康の保持増進と疾病の予防に加えて，疾病の回復についても取り扱うものとする。

(3) 内容の(1)のアの(ｲ)及び(ｳ)については，食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮するとともに，必要に応じて，コンピュータなどの情報機器の使用と健康との関わりについて取り扱うことにも配慮するものとする。また，がんについても取り扱うものとする。

(4) 内容の(1)のアの(ｴ)については，心身への急性影響及び依存性について取り扱うこと。また，薬物は，覚醒剤や大麻等を取り扱うものとする。

(5) 内容の(1)のアの(ｵ)については，後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする。

(6) 内容の(2)のアの(ｱ)については，呼吸器，循環器を中心に取り扱うものとする。

(7) 内容の(2)のアの(ｲ)については，妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から，受精・妊娠を取り扱うものとし，妊娠の経過は取り扱わないものとする。また，身体の機能の成熟とともに，性衝動が生じたり，異性への関心が高まったりすることなどから，異性の尊重，情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

(8) 内容の(2)のアの(ｴ)については，体育分野の内容の「Ａ体つくり運動」の(1)のアの指導との関連を図って指導するものとする。

(9) 内容の(3)のアの(ｴ)については，包帯法，止血法など傷害時の応急手当も取り扱い，実習を行うものとする。また，効果的な指導を行うため，水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。

(10)　内容の(4)については，地域の実態に即して公害と健康との関係を取り扱うことにも配慮するものとする。また，生態系については，取り扱わないものとする。



(11)　保健分野の指導に際しては，自他の健康に関心をもてるようにし，健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，体育や保健の見方・考え方を働かせながら，運動や健康についての自他の課題を発見し，その合理的な解決のための活動の充実を図ること。また，運動の楽しさや喜びを味わったり，健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。

(2) 授業時数の配当については，次のとおり扱うこと。

ア　保健分野の授業時数は，３学年間で48単位時間程度配当すること。

イ　保健分野の授業時数は，３学年間を通じて適切に配当し，各学年において効果的な学習が行われるよう考慮して配当すること。

ウ　体育分野の授業時数は，各学年にわたって適切に配当すること。その際，体育分野の内容の「Ａ体つくり運動」については，各学年で７単位時間以上を，「Ｈ体育理論」については，各学年で３単位時間以上を配当すること。

エ　体育分野の内容の「Ｂ器械運動」から「Ｇダンス」までの領域の授業時数は，それらの内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当すること。

(3) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

(4) 第１章総則の第１の２の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第３章特別の教科道徳の第２に示す内容について，保健体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

２　第２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。